

国に先駆け、2019年4月から

# 保育料無償化をスタート!

問 役場町民福祉課 ☎ 0598-82-3783



国は消費税を10%に引き上げる本年10月から、幼児教育の無償化を予定しています。

大台町では子育て世帯を応援するために、国の制度に先駆け、本年4月から保育料の無償化を実施します。

## 大台町保育料無償化対象児童

【0歳から2歳児】 住民税非課税世帯の子どもが対象

【3歳から5歳児】 すべての子どもが対象

なお、保育料無償化の対象となるのは、通常保育にかかる利用料のみです。

無償化の詳しい制度内容やご不明な点については、  
役場町民福祉課までお問い合わせください。



### ● 3歳になった日から無償化になるの？

無償化の範囲は、3歳児(年少)から5歳児(年長)までのクラスが対象です。

2歳児クラスの子どもが年度途中で3歳の誕生日を迎えた場合でも、無償化の対象となるのは3歳児(年少)クラスになってからとなります。

### ● 保育園利用料すべてが無償になるの？

通常保育(午前8時から午後4時まで)にかかる利用料が無償化の対象です。延長保育料は無償化の対象外となり、国の制度開始後も対象外です。

### ● 給食費は対象？

国が示す無償化の制度では、給食費など実費として徴収されている費用については、無償化の対象外となっています。しかし、大台町では給食費の徴収は行っておらず、**既に無料**としています。このことを踏まえて、国の制度が実施される10月以降についても、給食費の徴収は行わない考えです。

### ● 第二子以降の保育料軽減制度

(多子軽減)はどうなるの？

第二子以降の保育料減免制度については、無償化制度が始まって継続されます。  
例：第一子が年長児、第二子が未満児の場合  
第一子の保育料は無償、第二子の保育料は多子軽減により半額

### ● 国の制度と何が違うの？

国が10月から予定している幼児教育の無償化の制度では、認可保育施設の利用以外にも、認可外保育施設の利用、子ども子育て支援法に基づく一時預かり事業、病児保育事業およびファミリー・サポート・センター事業も無償化の対象ですが、**大台町が4月から実施している事業は認可保育施設における通常保育のみが無償化の対象**です。

### ● 無料化にかかる財源はどうするの？

4月から9月までの大台町独自の事業については、全額町の負担となります。10月以降、国の制度が開始されれば全額国費となります。